

特別養護老人ホーム 青葉荘 利用料ご案内

介護保険 1 割負担分(1 日分)

令和 4 年 10 月現在

介護度	個室・多床室	必須加算(栄養マネジメント強化加算・個別機能訓練加算Ⅰ・看護体制加算ⅠⅠ・看護体制加算ⅡⅠ・夜勤職員配置加算ⅠⅠ・日常生活継続支援加算Ⅰ)	安全対策体制加算(月)	経口維持加算Ⅰ(月)	外泊時費用	初期加算	療養食加算(1食につき)	再入所時栄養連携加算(月)	若年性認知症受入加算	看取り介護加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等加算
要介護 1	573 円	120 円	20 円	400 円	246 円	30 円	6 円	400 円	120 円	(72 円) (144 円) (680 円) (1,280 円)	左の合計に 83 /1,000 を乗じた金額	処遇改善加算Ⅰを除く左の合計に 27 /1,000 を乗じた金額	処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰを除く左の合計に 16 /1,000 を乗じた金額
要介護 2	641 円												
要介護 3	712 円												
要介護 4	780 円												
要介護 5	847 円												

※ 平成 30 年度の介護保険法改正による地域区分の変更で 7 級地となった為、1 単位の単価が 10 円から 10.14 円となっております。

※ 『外泊時費用』は外泊や入院された時に、初日と最終日を除いて最大月 6 日算定されます。月をまたぐ場合は合計で最大 12 日算定されます。

食費・居住費

対象者	区分	居住費		食費	
		個室	相部屋		
生活保護受給者	利用者負担段階 1	320 円	0 円	300 円	
老齢福祉年金受給者					
市町村民税非課税世帯	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が 80 万円以下の方	利用者負担段階 2	420 円	370 円	390 円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が 80 万円超 120 万円以下の方	利用者負担段階 3 ①	820 円	370 円	650 円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が 120 万円超の方	利用者負担段階 3 ①	820 円	370 円	1,360 円
上記以外の方	利用者負担段階 4	1,180 円	860 円	1,440 円	

※ 上記の要件のほかに配偶者も市町村民税非課税であり、第 2 段階では預貯金等が単身で 650 万円、夫婦で 1,650 万円以下であること、第 3 ①段階では預貯金等が単身で 550 万円、夫婦で 1,550 万円以下であること、第 3 ②段階では預貯金等が単身で 500 万円、夫婦で 1,500 万円以下であることが追加されます。